

遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分等の事務処理要綱

令和4年3月2日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）の規定により知事が行う処分（以下「処分」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定により処分基準を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法のほか、行政手続法の定めるところによる。

第2章 不利益処分等の基準

(行政指導)

第3条 知事は、遊漁船業者及び遊漁船業団体（以下、「遊漁船業者等」という。）が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した、又は違反するおそれがある場合であって、法第24条に基づく報告及び立入検査の結果必要と認められるときは、速やかに改善のための措置を講ずるよう指導する。

(不利益処分の適用)

第4条 知事は、前条の規定による行政指導によても迅速な改善のための措置がなされない場合には、不利益処分を行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、行政指導を経ることなく不利益処分を行うことができる。

- (1) 行政指導による改善が期待できないことが明白である場合
- (2) 法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合
- (3) 海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明白である場合

(処分の内容)

第5条 処分の対象となる違反及びその処分の内容等は、別表に定めるとおりとする。

- 2 業務停止命令期間は原則として連続して設定するが、当事者の営業期間が通年とされていないことにより、所定事業停止日数を連続して設定することが出来ない場合は、複数の期間に分けて設定する。
- 3 業務停止命令の始期は初日の午前9時、終期は末日の午後5時とする。

(違反行為の併合)

第6条 不利益処分を受けていない複数の違法行為について不利益処分を行う場合は、当該違反の内容のうち最も重い不利益処分の内容によるものとし、その序列は重いものから登録取消、事業停止命令、業務改善命令(遊漁船業団体の場合は指定の取消、改善命令)とする。

(事業停止命令期間の加重)

第7条 事業停止命令の期間について、聴聞の結果等により、次表の左欄のような事由があるときには、同表右欄のとおりに加重することができる。ただし、加重した後の期間が120日を超える場合は、登録の取消とする。また、処分日数に1日未満の端数が生じる場合は、それを1日と見なす。

事由	加重
違反行為を行った日以前5年間に不利益処分を受けていた事実があること	60日を加算
複数の違反行為を行った者	最も長い処分期間に、他の違反行為に対する処分期間の2分の1の日数を全て加算
違反が計画的であること、又は違反を承知の上で行った者	期間の2分の1の日数を加算
違反に対する改しゅんの情が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること	期間の2分の1の日数を加算
結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの	10日を加算

(処分内容の軽減)

第8条 聴聞又は弁明の機会の付与の結果、処分の対象となる違反行為に酌量すべき事情があると認められる場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分に軽減することができる。

- (1) 登録の取り消しの場合 120日の事業停止命令
- (2) 事業停止命令の場合 当該事業停止命令の日数の2分の1を減じた日数の事業停止命令

第3章 不利益処分の手続

(適用範囲)

第9条 不利益処分に係わる手続は、行政手続法及び沖縄県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成6年沖縄県規則第55号)の規定によるもののほか、この要綱の

定めによる。

なお、不利益処分に係わる手続に当たっては、次の（1）から（3）に掲げた所属が、それぞれ所管する市町村に営業所がある遊漁船業者について行う。ただし（2）及び（3）が不利益処分を実施した場合は、農林水産部水産課長に報告するものとする。

処分が行われた場合、その内容について、同課長から次の（2）及び（3）に対して、通知を行う。

- (1) 農林水産部水産課
- (2) 農林水産部宮古農林水産振興センター農林水産整備課
- (3) 農林水産部八重山農林水産振興センター農林水産整備課

（不利益処分調書の作成）

第10条 知事は、遊漁船利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、不利益処分を行おうとするときは、不利益処分調書（様式第1号）を作成する。

（意見陳述）

第11条 知事は、不利益処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者に意見陳述の機会を設けなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。
 - ア 遊漁船業の登録又は遊漁船業団体の指定を取り消そうとするとき
 - イ 知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき
 - (2) 前号のいずれにも該当しない場合は、弁明の機会を設ける。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続法第13条第2項に該当するときは、聴聞又は弁明の機会を設けることなく、不利益処分を行うことができる。

（聴聞）

第12条 行政手続法第15条の規定による聴聞の通知は、聴聞の日の1週間前の日までに、聴聞通知書（様式第2号）の交付により行わなければならない。

- 2 遊漁船業団体指定取消に係る聴聞の期日における審理は、公開により行う。
- 3 聽聞は、営業所が所在する市町村を所管する次の各号に掲げた所属の長が主宰する。
なお、聴聞が（2）及び（3）で行われた場合は、農林水産部水産課長へ報告するものとする。
- (1) 農林水産部水産課
 - (2) 農林水産部宮古農林水産振興センター農林水産整備課
 - (3) 農林水産部八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 行政手続法第24条の規定による調書及び報告書は様式第3号及び様式第4号により作成する。

(弁明)

第 13 条 弁明は、弁明書の提出により行う。

2 行政手続法第 29 条の規定による弁明の機会の付与の通知は、弁明書の提出期限の 1 週間前の日までに、弁明通知書（様式第 5 号）の交付により行わなければならない。

(当事者への通知)

第 14 条 行政手続法第 14 条の規定による不利益処分を行う理由の通知は不利益処分通知書（様式第 6-1、6-2、6-3、6-4 及び 6-5 号）の交付により行う。

(命令等の履行確認)

第 15 条 知事は、業務改善命令又は遊漁船団体に対する改善命令を行ったときは、改善を命じた事項について速やかに改善報告書（様式第 7-1 及び 7-2 号）を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認する。

2 知事は、事業停止命令を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認する。

第 4 章 雜則

(不利益処分事実の公表)

第 16 条 知事は、第 5 条に定める不利益処分を行った場合は、その事実を公表する。

(関係機関への通知)

第 17 条 知事は、事業停止命令、遊漁船業の登録の取消し、指定団体の取消しを行った場合は、必要に応じ、その処分内容について、関係する都道府県、海上保安庁及び警察等に通知する。

(不利益処分の記録)

第 18 条 知事は、処分記録簿（様式第 8 号の 1 及び 8 号の 2 号）を備え付けるものとし、この要綱に基づく処分を行ったときは、隨時記録する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（不利益処分の基準）

No.	違反の内容	処分内容 (日数は事業停止期間)	該当条項
1	名義貸禁止違反	登録取消	法 17 条第 1 項
2	事業貸渡等禁止違反	登録取消	法 17 条第 2 項
3	事業停止命令違反	登録取消	法 19 条第 1 項第 1 号
4	不正手段による登録	登録取消	法 19 条第 1 項第 2 号
5	登録拒否要件に該当 (法第 6 条第 1 項第 2 号、第 4 号～第 7 号)	登録取消	法 19 条第 1 項第 3 号
6	遊漁船業務主任者の選任義務違反	60 日	法第 12 条
7	業務改善命令違反	60 日	法第 18 条
8	登録拒否要件に該当 (第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号)	60 日	法 19 条第 1 項第 3 号
9	報告・立入検査拒否	45 日	法第 24 条第 1 項
10	変更の届出義務違反	30 日	法第 7 条第 1 項
11	虚偽の届出 (変更・業務規程)	30 日	法第 7 条第 1 項、 法第 11 条第 1 項
12	業務規程の届出・変更義務違反	30 日	法第 11 条第 1 項
13	気象情報の収集等義務違反	30 日	法第 13 条
14	遊漁船業務主任者による遂行義務違反	30 日	法第 12 条
15	利用者名簿の備置義務違反	15 日	法第 14 条
16	標識の掲示義務違反	15 日	法第 16 条第 1 項
17	採捕制限等周知義務違反	15 日	法第 15 条
18	その他利用者の安全・利益・漁場の安定利用を害する事実	業務改善命令	法第 18 条
19	改善命令違反	指定取消	法第 23 条
20	遊漁船団体の財産の状況又は その業務の運営に関し改善が必要と認められるとき	改善命令	法第 22 条

併合犯・・・併合犯の場合は、重い方の処分内容に従う